

第3次三重県  
ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画  
(2015-2018)  
【中間案】

2014年(平成26年)10月

三重県

# 目次

## はじめに

ユニバーサルデザイン（UD）とは	1
------------------	---

## 第1章 計画策定の趣旨

I 経緯	2
II ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況	3
III 計画策定の趣旨	3

## 第2章 これまでの取組の検証

I これまでの取組の成果	4
1 ユニバーサルデザインの意識づくり	4
2 だれもが暮らしやすいまちづくり	7
3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供	12
II これまでの取組の課題	17
1 ユニバーサルデザインの意識の啓発	17
2 利用者視点のまちづくり	17
3 わかりやすい情報・サービスの提供	18
III これからの取組の視点	18
1 障害者差別解消法への対応	18
2 少子化対策としてのユニバーサルデザイン	19
3 バリアフリー観光の推進	19

## 第3章 第3次推進計画の取組

1 計画の目標（めざす姿）	20
2 計画期間	20
3 施策体系	20
施策体系 1	
ユニバーサルデザインの意識づくり	21
1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり	21
2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり	23
施策体系 2	
だれもが暮らしやすいまちづくり	26
1 安全で自由に移動できるまちづくり	26
2 安心して快適に過ごせるまちづくり	27

施策体系 3

だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進・・・・・・・・・・ 30

1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進・・・・・・・・・・ 30

2 だれもがわかりやすい情報の提供・・・・・・・・・・ 31

3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供・・・・・・・・ 32

第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み

1 県の取組の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

2 さまざまな主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

3 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

4 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

関係する主な法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例・・・・・・・・・・・・ 40

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会委員・・・・・・・・ 48

## はじめに

ユニバーサルデザイン（UD）とは

「ユニバーサルデザイン」とは、普遍的な、全体の意味であるユニバーサルという言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすることをいいます。

また、今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われています。

このユニバーサルデザインの考え方は、「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービス等、何かをする時にはそれを利用するさまざまな人の立場に立って考え、実行する」ということです。

この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学（アメリカ合衆国）のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則が提唱されています。

==ユニバーサルデザイン7つの原則==

1. だれでも使えて手に入れることができる（公平性）  
例）自動ドア、ノンステップバス など
2. 柔軟に使うことができる（自由度）  
例）階段・エレベーター・エスカレーターなど複数の手段が選べる施設  
高さが違う複数の手すりがある階段 など
3. 使い方が簡単にわかる（単純性）  
例）シャンプーの容器のギザギザ など
4. 使う人に必要な情報が簡単に伝わる（わかりやすさ）  
例）ピクトグラム（絵文字）
5. 間違えても重大な結果にならない（安全性）  
例）駅のホームの落下防止柵、連続使用時間等によるガスの遮断措置  
など
6. 少ない力で効率的に、楽に使える（省体力）  
例）レバーハンドル式の給水器、タッチセンサー式の照明 など
7. 使うときに適当な広さがある（スペースの確保）  
例）多機能トイレ、車いす対応エレベーター など

## 第1章 計画策定の趣旨

### I 経緯

障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いです。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要があります。

かつて、私たちをとりまく環境や制度等には、さまざまなバリア（障壁）が存在し、すべての人が円滑に社会活動に参加しているとは言いがたい状況にありました。

そのため、三重県では、高齢者や障がいのある人等の社会参加を困難にしているバリアを取り除いていくこととし、平成11年4月に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を施行し、この条例に基づく「三重県バリアフリーのまちづくり推進計画」に沿ってさまざまな取組を進めてきました。

平成19年3月には、今あるバリアを取り除くというバリアフリーの取組とともに、「あらかじめ」「さまざまな人々が利用しやすい」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進するため、「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（以下、「条例」といいます。）」に改正しました。

そのうえで、条例第8条に基づき、県議会の議決を経て、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2007-2010（以下「第1次推進計画」といいます。）」、「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2011-2014（以下「第2次推進計画」といいます。）」を策定し、さまざまな取組を進めてきました。

## II ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況

- 県内で身体障害者手帳を交付されている方は73,630人（平成25年4月1日現在）、療育手帳を交付されている方は11,765人（平成25年4月1日現在）、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方は9,244人（平成25年4月1日現在）となっており、何らかの障がいがある方は、あわせて94,639人となっています。
- 県内の高齢者（65歳以上）の人口は、平成25年10月1日現在で477,152人で、県民全体の4人に1人を超え26.2%に達しており、平成37年度には30%を超え、平成47年度には約3人に1人に達すると予測されています。
- 県内に住む在留外国人数は、42,945人（平成25年12月末現在）で、県民全体の2.3%となっており、また県内での外国人の延べ宿泊者数は、94,660人（平成24年）となっています。

## III 計画策定の趣旨

- 「II ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況」のとおり、三重県には障がい者や高齢者など何らかの配慮が必要な方が多く生活し、または訪れており、高齢者数については、さらに増加が見込まれていることから、ユニバーサルデザインのまちづくりの重要性が高まっています。
- 「第3回みえ県民意識調査（調査期間 平成26年1月から2月）」の結果によると、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」と実感している20代は51.1%、30代も56.6%となっており、地域のサポートが得られていると感じている子育て世代の人たちが半数程度にとどまっている現状があります。
- 平成25年10月の「神宮式年遷宮」、平成26年7月の「紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産登録10周年」に先立つ平成25年6月に、知事が「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」を行い、観光地におけるユニバーサルデザインの取組を積極的に進めていくこととしました。
- 平成33年に国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、県外の方も安心して訪れることができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりが一層求められています。
- 平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）」では、すべての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現が求められています。

このような本県をとりまく状況に対応するため、「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（以下「第3次推進計画」といいます。）」を策定し、多様な取組を計画的に実施していきます。

## 第2章 これまでの取組の検証

### I これまでの取組の成果

#### 1 ユニバーサルデザインの意識づくり

県民の皆さん一人ひとりが、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、行動していただくために、子どもたちを対象とした「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」、自治会・事業者等を対象とした研修を実施するとともに、各種イベント等でキャンペーンを実施し普及啓発に取り組みました。

また、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うユニバーサルデザインアドバイザー（以下「UDアドバイザー」といいます。）を養成してきました。

これらの取組の結果、県が実施したユニバーサルデザインに関する県民意識調査等によると、「ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合」は、平成18年度では33%でしたが、平成26年度には64.0%まで上昇しており、さまざまな機会を通じたユニバーサルデザインの普及啓発の成果が徐々に現れてきています。

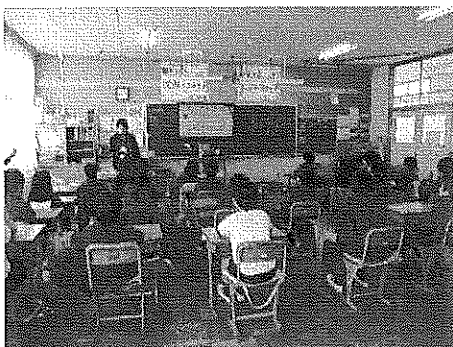
また、パーキングパーミット制度（「三重おもいやり駐車場利用証制度」）を導入することにより、車いす使用者用駐車区画の適正利用を進めました。

#### ①ユニバーサルデザインの意識の啓発

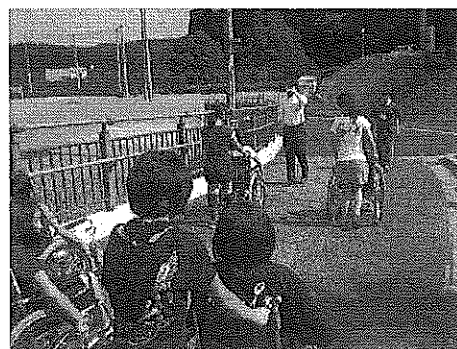
感性豊かな子どもの頃から、ユニバーサルデザインの意識が育まれるよう「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を県内の小中学校、高等学校を対象に、平成18年度から25年度までの8年間に延べ349校で実施するとともに、「ユニバーサルデザインのまちづくりポスターコンクール」などを実施して子どもたちへのユニバーサルデザインの考え方の浸透をはかってきました。

また、自治会・事業者等を対象とした研修、各種イベントでのキャンペーン、ホームページでの情報発信等、さまざまな方法により、広く県民の皆さんへの啓発活動を進めてきました。

なお、ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚のため、各種の人権啓発イベント・講座等を開催し、平均39,483人（平成22年度から平成25年度までの4か年平均）が参加しました。「e-モニター」等のアンケート調査では、「一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分発揮できること」に対して「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合は、平成22年度27.8%でしたが、平成25年度には30.3%となっています。



「ユニバーサルデザインのまちづくり  
学校出前授業（講義）」の様子



「ユニバーサルデザインのまちづくり  
学校出前授業（車いす体験）」の様子

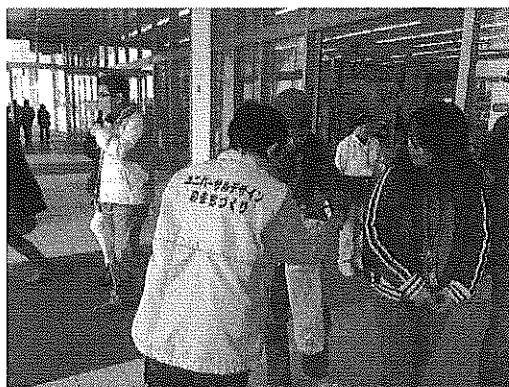
## ②ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材の育成

ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進するため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担うユニバーサルデザインアドバイザー（※）（以下「UDアドバイザー」といいます。）を平成12年度から平成23年度までに1,074人養成しました。

また、UDアドバイザーが各地域で結成した団体（以下「UD団体」といいます。平成26年7月現在16団体）が中心となって、「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」や自治会・事業者等が実施する研修に講師として参加をしたり、各種イベント等で啓発活動を実施するなどユニバーサルデザインの普及啓発に寄与しています。

### ※ユニバーサルデザインアドバイザー（UDアドバイザー）

ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、基本的な考え方、条例に基づく整備基準、介添えのノウハウなどの知識について研修を受けた方々で、地域におけるユニバーサルデザインの啓発活動において、リーダー的な役割を担っていただく県民の皆さんです。



UD 団体が実施しているショッピングセンターでの啓発活動の様子

## ③「三重おもいやり駐車場利用証制度」の開始

車いす使用者用駐車区画の適正利用を進め、障がい者、高齢者、妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な方に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度（※）」を平成24年10月に開始しました。

平成26年6月現在で、利用証交付者数21,189人、駐車区画数1,904施設、



3,819 区画を数えており、制度が順調に定着しつつあります。

また、平成 26 年 1 月に実施した利用証の取得者に対するアンケートでは、8 割近くの方が「制度の導入により車をとめやすくなった」と回答しており、制度の導入効果が認められます。

#### ※三重おもいやり駐車場利用証制度

障がい者、高齢者、妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な方に「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

この制度の導入により、だれが「おもいやり駐車場」を利用できるかを明らかにし、この駐車場を必要とする方が利用しやすくなることをめざしています。



「おもいやり駐車場」に駐車された乗用車  
(県庁前)



「おもいやり駐車場利用証」を  
ルームミラーに掲げた様子

## 2 だれもが暮らしやすいまちづくり

県では、だれもが安全で自由に移動できるよう、国や市町、事業者等と連携して、歩行空間、公共交通機関、公園などの整備やわかりやすい案内表示の整備を進めてきました。

また、条例に基づく整備基準に適合する公共施設や商業施設等に適合証を交付しています。

なお、これらの施設整備の担い手である県・市町の担当者、事業者等への啓発活動についても併せて実施しました。

### ①歩行空間の整備

だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう、幅が広く段差が少ない歩道や視覚障がい者誘導用ブロック（※）の整備など、条例の整備基準等に基づいて歩行空間の整備を進めています。幅の広い歩道（幅 2m 以上）については、整備延長が 1,252km（平成 25 年 4 月 1 日現在）に達しました。

また、高齢者や障がいのある人等が、安全に道路を横断できるよう、バリアフリー対応型信号機の整備を進めており、主な生活関連経路（※）における整備率は 85.5%（平成 26 年 4 月 1 日現在）となっています。

#### ※視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者の歩行の利便性と安全性向上のため道路等に設けられたブロックをいいます。視覚障がい者誘導用ブロックには、移動方向を指示するための平行する線状の突起を表面につけた「線状ブロック」と、段差の有無等の警告や注意喚起を行うための点状の突起を表面につけた「点状ブロック」があります。

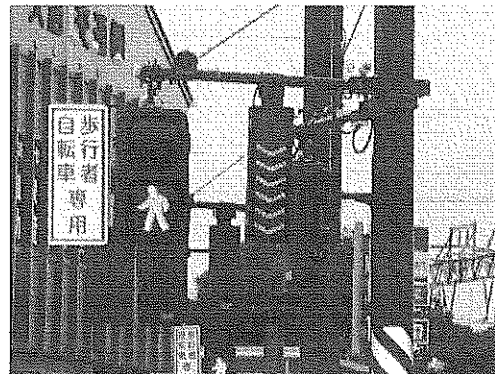
#### ※生活関連経路

生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）相互間の経路をいいます。

生活関連施設、生活関連経路ともにバリアフリー法に基づき、市町村が策定する移動等円滑化基本構想において設定されます。



幅の広い歩道（県道久居停車場津線）



バリアフリー対応型信号機

## ②交通システムの整備

だれもが利用しやすいよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化をはかりました。

鉄道事業者が行う鉄道駅におけるバリアフリー化に、国や市町と連携して支援を行い、平成26年度までに主要駅25駅にエレベーターを設置しました。

また、路線バスについては、バス事業者が行うノンステップバス（※）の導入を支援しており、導入率は17.3%（平成24年度末現在）となっています。

### ※ノンステップバス

床面を低くして乗降ステップをなくし、高齢者などだれにも乗り降りがしやすいバス。車内段差を小さくした設計により、乗り降りの時や走行中にも安全性の高い車両です。

また、補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすでの乗り降りもスムーズに行うことができます。



鉄道駅に設置されている  
エレベーター（伊勢市駅）



すべての人にとって乗り降りしやすい  
ノンステップバス

## ③快適に利用できる建築物の整備

条例に基づく整備基準に適合する公共施設や商業施設等に適合証を交付し（平成25年度末現在2,444施設（累計））、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進しました。



整備基準適合証プレート



整備基準適合証プレート  
が設置されている施設

#### ④快適に利用できる県営公園の整備

平成24年度から平成25年度にかけて熊野灘臨海公園において多機能トイレ(※)1基及びバリアフリートイレ改修1基の計2基、平成24年度に北勢中央公園において多機能トイレ1基の整備を行いました。

また、北勢中央公園ほか4公園で、おもいやり駐車場の登録をしました。

#### ※多機能トイレ

内部が広く、手すりなどさまざまな設備を備えたトイレをいい、ベビーシートやベビーチェア、オストメイト対応設備(※※)が装備されているものもあります。体の不自由な人ばかりでなく、高齢者、乳幼児連れの人、けがをしている人等にとっても利用しやすいよう配慮されたトイレです。

#### ※※オストメイト対応設備

人工肛門や人工膀胱を保有するオストメイトの方は、便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておく袋(パウチ)を腹部に装着しており、パウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに捨てる必要があります。

オストメイト対応設備とは、パウチに溜まった排泄物を捨てるための汚物流しやその際にパウチや腹部を洗浄するための水洗器具等のことをいいます。

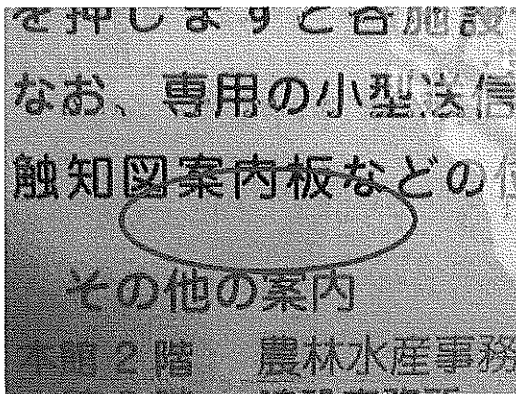


多機能トイレとおもいやり駐車場が  
整備された熊野灘臨海公園

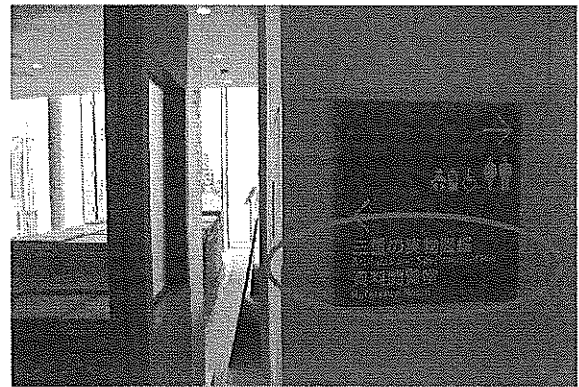
### ⑤案内表示等の整備

多くの人々が利用する県有施設およびその周辺において、見やすくわかりやすい案内表示を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めました。

平成23年度に完成した県伊勢庁舎や平成25年度に完成した県総合博物館では、利用者の意見を反映し、点字や外国語付きの案内板を設置するなどわかりやすい表示がなされています。



県伊勢庁舎の案内表示  
(点字での案内)

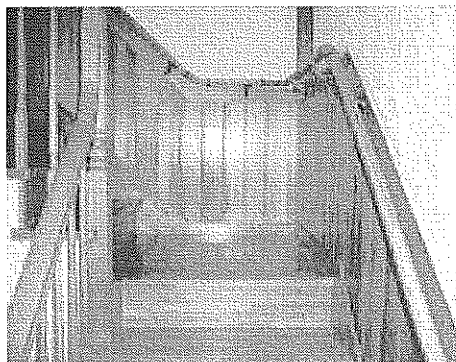


県総合博物館の案内表示  
(外国語表記での案内)

### ⑥だれもが住みよい住宅の普及

だれもが安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の整備の促進に向けた住宅のバリアフリー化や耐震化などの優良事例の情報提供を進めてきました。

また、住宅のバリアフリー化に関する相談に対応できる人材を「住まい改修アドバイザー」として「人財バンク」に登録（平成26年5月現在でバリアフリー分野登録者数323人）し、広く県民の皆さんに情報提供できる環境整備を進めています。



ユニバーサルデザインに配慮した住宅  
(手すりと踊り場の設置)

#### ⑦施設整備を担う人たちへの啓発

施設整備にあたり条例の整備基準を審査する行政職員、UD アドバイザー、建築士などを対象に、県主催の説明会・研修会等を平成26年4月までに計16回実施し、ユニバーサルデザインの考え方や条例の整備基準などについて周知をはかりました。

### 3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供

ユニバーサルデザインに配慮したものづくりが進むよう、利用者の理解の拡大を図るとともに、事業者の取組を促進するため、ユニバーサルデザインに関する情報提供や普及啓発を実施してきました。

また、情報の提供にあたっては、視覚や聴覚に障がいのある人、日本語でのコミュニケーションが困難な人などさまざまな利用者にわかりやすいかたちで情報が発信されるよう取組を実施してきました。

サービスの提供については、サービスを受ける方それぞれの特性に合わせた利用者本位のサービスの提供が行われるよう取組を実施してきました。

#### ①だれもが利用しやすいものづくり

ユニバーサルデザインの視点でさまざまな利用者の要望を反映したものづくりが進むよう、ものづくりを担う人たちに対して、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修等の学習の機会を提供してきました。

また、県では、ユニバーサルデザインに配慮した製品について、その情報をホームページで紹介するとともに、県が購入する事務用品に選定するなど利用促進につとめてきました。各事業者の取組が進んだ結果、ユニバーサルデザインに配慮された製品を利用する機会が多くなっています。

#### ユニバーサルデザインに配慮した製品の例

- 洗濯物の出し入れがしやすいドラム式洗濯機
- 文字情報に対応している地上デジタルテレビ
- ボタンが大きく使いやすいリモコンや携帯電話
- 小さな力で使えるはさみなどの文房具
- 車いす使用者や育児中の人使いやすい多機能トイレ
- 取っ手が大きく握りやすいカップ
- 開封しやすい商品パッケージ

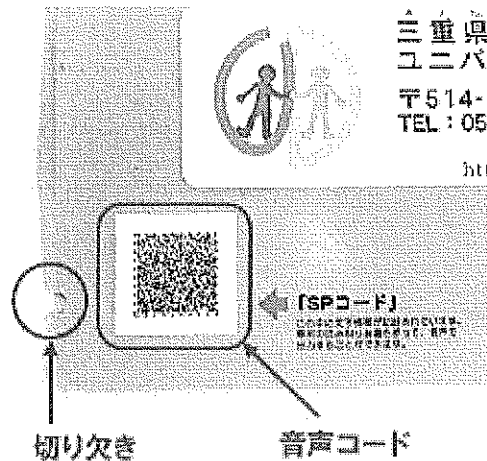
## ②だれもが利用しやすい情報の提供

だれもが必要な情報を入手できるよう、見やすい色づかいや文字の大きさへの配慮など「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を作成しました。

また、視覚や聴覚に障がいのある方や、日本語でのコミュニケーションが困難な人など、だれもが必要な情報を入手できるよう県政情報の提供や災害情報の伝達等の場面において、さまざまな手段による情報の提供を進めてきました。

### ユニバーサルデザインに配慮した情報の発信の例

- 高齢者や色覚特性を持った方などのため、文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン（わかりやすい色の組み合わせなど）に配慮した印刷物
- 子どもや外国人などのため、難しい漢字にふりがなをつけた印刷物やピクトグラム（絵文字）を使った表示
- 点字を使った印刷物
- 手話通訳による情報の発信
- SPコード（文字情報を内包したコード（下記写真）。専用の読み取り装置を使うと音声・点字・テキストなどに出力することができます。）を使った印刷物

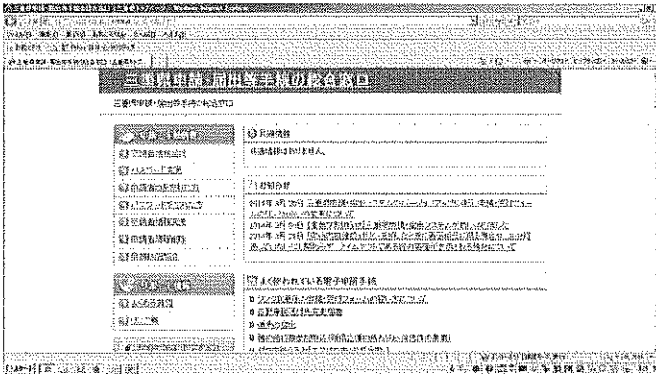




### ③だれもが利用しやすい行政サービスの提供

ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、県の各種申請手続きの電子化など行政サービスにおける利用手続き等の簡素化を進めてきました。

また、筆談での対応を案内するプレートを設置して、聴覚に障がいがある方などに対して円滑に窓口サービスを提供する取組など、利用者視点に立った行政サービスの提供に努めました。



県のホームページでの申請・届出等手続きの総合窓口  
(電子申請や様式のダウンロードができます。)



筆談での対応を案内するプレート

#### ④だれもが満足感を得られる顧客サービスの提供

県では、事業者の方々が利用者の要望に応じたサービスを提供できるようユニバーサルデザインに関する情報提供やユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修等の学習機会の提供を進めてきました。

また、平成 25 年 6 月に知事が「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」を行い、ホスピタリティに満ちた三重の観光を磨き上げるため、県民、観光事業者、行政が協創しながら、観光面におけるユニバーサルデザインに関する取組を進めることとしました。

#### 日本一のバリアフリー観光県推進宣言

伊勢音頭に「せめて一生に一度でも」と謡われたお伊勢参りに、数多くの参拝客が訪れることができたのは、旅行業のルーツともいわれる御師（おんし）による参拝や宿泊の世話、街道沿いの先人たちのあたたかい手助けのお蔭があったからと言われていています。

時代は下り、障がい者のみならず、誰にとってもやさしいまちづくりにつながるバリアフリー観光の推進に、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターが先駆的な活動を始めてから 11 年が経過しました。

三重県民は、先人のおもてなしのこころを継承し、ホスピタリティに満ちた三重の観光を磨き上げるため、県民、観光事業者、行政が協創しながら、日本一のバリアフリー観光を推進する県であることを、記念すべき第 62 回神宮式年遷宮を迎えようとする平成 25 年 6 月、ここ伊勢の地において宣言します。

平成 25 年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英敬

#### ⑤ だれもが参加しやすいイベントの実施

イベントや講演会などにおいて、県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル（※）」を活用して、会場設営や運営にユニバーサルデザインの考え方を取り入れてきました。この「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を出前講座やホームページ等を通じて、市町や事業者等への周知を進めています。

また、県では市町等と連携し、手話通訳者および要約筆記者（※）の養成・登録（登録者数 330 人 平成 26 年 4 月現在）を進めてきました。

## ※ユニバーサルデザインイベントマニュアル

イベントを開催するにあたって、障がい者や高齢者など、だれもが自由に参加できるイベントにしていくために県が作成したものです。イベントの企画・準備段階から実施にいたるまでのさまざまな配慮の確認事例などを掲載しています。

## ※要約筆記者

耳の不自由な人への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、文字として伝える人をいいます。

手法としては、「手書き」と「パソコン」があります。「手書き」の場合は、利用者の近くで行う方法と、OHP（オーバーヘッドプロジェクター）やOHC（オーバーヘッドカメラ）を用いてスクリーンに大きく映し出す方法があります。「パソコン」の場合は、利用者の前にパソコンを置き表示する方法と、プロジェクターを使ってスクリーンに大きく映し出す方法があります。



## だれもが参加しやすい講演会

- 大きなスクリーン、大きな文字
- 手話通訳者や要約筆記者の配置 など

## II これまでの取組の課題

### 1 ユニバーサルデザインの意識の啓発

平成 26 年 7 月に実施した「e-モニター調査」では、ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合は 64.0%となっていますが、一方、意味を知っているが関心のない人の割合は 25.2%と低くなく、ユニバーサルデザインの意識づくりについては、一定の成果は見られるものの、いまだ意識の浸透が十分でない結果となりました。

これについては、おもいやり駐車場の不適正利用や視覚障がい者誘導用ブロック上への駐輪などにも現れていると思われます。

条例の理念である「障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現」するためには、施設整備等ハード面の整備とともに、施設等を運営する方々の対応や利用者にとってわかりやすい情報の提供などソフト面と一体になった取組が必要であり、さらに一人ひとりが「ユニバーサルデザインの考え方」を自分自身の問題としてとらえ、互いにおもいやることが必要です。

今後も引き続き、市町・事業者・UD 団体等と連携してユニバーサルデザインの意識づくりを進めていくことが必要です。

### 2 利用者視点のまちづくり

不特定多数の方が利用する施設では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）」や条例の基準に適合し、ユニバーサルデザインに配慮された整備が進められていますが、どの施設が適合施設なのかあまり知られていないのが現状です。

県では、条例に適合した施設に「適合証」のプレートを配付し、掲示いただくことで利用者がひと目でわかるよう取組を進めていますが、これらの取組はあまり知られていません。（「適合証」プレートの認知度 29.7% 平成 26 年 7 月実施「e-モニター調査」）今後は、行政の窓口での説明やイベントでの啓発などさまざまな機会を通じて、利用者、事業者の双方に「適合証」プレートの取組の周知を図る必要があります。

また、バリアフリー法や条例の制定以前の既存の施設であって、さまざまな制約により構造的な改良が困難な施設であっても、利用者の立場に立った心遣いや行動によって不便さや使いにくさを補うことは可能です。

このように施設を整備する事業者や施設管理者がユニバーサルデザインの意味を理解し、実践できるよう啓発する取組が引き続き必要です。

### 3 わかりやすい情報・サービスの提供

すべての人が自由に行動し、安全で快適に生活するためには、施設整備とともに、さまざまな情報が必要となります。これらの情報については、ユニバーサルデザインに配慮されたわかりやすい情報でなくてはなりません。

しかし、印刷物やホームページ、施設の案内板などの情報については、このような配慮がなされていないものも見られます。

利用するさまざまな方への配慮がなされるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン（※）」を市町・事業者へも周知し、活用を促進する必要があります。

また、公共施設や公共交通機関、民間の商業施設等において、利用する方に応じたサービスの提供がなされるよう、セミナーやユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修などを通じ、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ機会を継続して提供する必要があります。

#### ※わかりやすい情報の提供のためのガイドライン

県が情報を発信する際に利用するため作成したもので、だれもが必要な情報を入手できるよう、見やすい色使いや文字の大きさへの配慮等の方法を定めています。

## Ⅲ これからの取組の視点

### 1 障害者差別解消法への対応

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、国・地方公共団体等及び民間事業者は事業等を行うにあたって、障がい者を理由とした不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならないこととされています。

また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的配慮（※）について、国・地方公共団体等は提供することが義務となり、民間事業者の方も提供するよう努力することが必要となります。

県としては、これに対応するため職員対応要領などの諸規定の整備を進めるとともに、国・市町等と連携して、民間事業者への啓発を行っていく必要があります。

#### ※合理的配慮

障がいのある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。

障害者差別解消法が施行されると行政機関や民間事業者が事業等を実施する際に、障がい者から社会的障壁の除去の意思の表明があった場合には、その実施の負担が過重でないときには、必要かつ合理的な配慮を行う必要があります。（行政機関には法的義務、民間事業者には努力義務があります。）

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

#### ※職員対応要領

障害者差別解消法の規定により、地方公共団体の機関および地方独立行政法人が作成に努めることとされているもので、障がい者を理由とする差別の禁止に関して、職員が適切に対応することができるよう、不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示すものです。

## 2 少子化対策としてのユニバーサルデザイン

障がい者や高齢者だけでなく、子どもや妊産婦、子育て中の方についてもユニバーサルデザインの観点での配慮や支援を強化し、少子化対策にもつなげていくことが必要です。

## 3 バリアフリー観光の推進

平成25年6月の「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」をふまえ、観光地におけるユニバーサルデザインの取組を積極的に進めていく必要があります。

また、平成33年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催を控え、県外の方も安心して訪れていただけるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があります。

### 第3章 第3次推進計画の取組

#### 1 計画の目標（めざす姿）

条例の理念である「社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できる」ユニバーサルデザインのまちづくりを実現するためにさまざまな取組を実施していきます。

第3次推進計画では、「これまでの取組の成果」と「これからの取組の視点」をふまえ、

「住む人も訪れる人も、障がいの有無・年齢・性別等に関わらず、だれもが互いにおもいやりを持って行動できるユニバーサルデザインのまちづくり」

をめざして取組を進めていきます。

#### 2 計画期間

平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までの4年間の計画期間とします。

#### 3 施策体系

ユニバーサルデザインに関する施策を総合的に実施するため、次の施策体系に沿って事業を実施します。

##### 施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり

- 1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり
- 2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

##### 施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

- 1 安全で自由に移動できるまちづくり
- 2 安心して快適に過ごせるまちづくり

##### 施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

- 1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進
- 2 だれもがわかりやすい情報の提供
- 3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

## 施策体系 1 ユニバーサルデザインの意識づくり

### 総括目標

	指標	現状値	平成30年度の目標値
1	ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合	64%※	

※平成26年7月に実施した「e-モニター調査」結果

### 取組方向

県民の皆さんが、ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

#### 1 みんなで考え行動するユニバーサルデザインのまちづくり

##### (1) 意識啓発の展開

ユニバーサルデザインの考え方が県民の皆さんに浸透するよう、感性豊かな子どもの頃からユニバーサルデザインの意識が育まれる環境づくりを進めるとともに、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

また、「三重おもいやり駐車場利用証制度」や「ベビーカーマーク」に関する取組などユニバーサルデザインに関する情報を、イベント、ホームページ等さまざまな機会や手段を使って発信します。

##### 【取組内容】

- ① 県のユニバーサルデザインのまちづくりのホームページを利用して、ユニバーサルデザインのまちづくりに関するさまざまな情報を発信していきます。
- ② 市町、市町等教育委員会、社会福祉協議会等と連携しながら、「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を実施し、次世代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方を浸透させるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を育む環境づくりを推進します。
- ③ 自治会・事業者等を対象にユニバーサルデザインのまちづくりに関する研修を実施します。
- ④ 多くの方が集まるイベントやショッピングセンターなどで、「三重おもいやり駐車場利用証制度」などユニバーサルデザインに関する取組の啓発活動を実施することにより、地域でのユニバーサルデザインのまちづくりの意識の高揚を図ります。



- ⑤ 障がいのある方、高齢者、妊産婦など歩行が困難な方の外出支援のため、平成24年10月から開始した「三重おもいやり駐車場利用証制度」について、事業者等の「おもいやり駐車区画」の設置を促進します。
- ⑥ 妊産婦にやさしい環境づくりを推進するため、「マタニティマーク」の普及啓発を進めます。
- ⑦ 公共交通機関等における子育て世代の円滑な移動の確保のため、国および交通事業者等と連携し、「ベビーカーマーク」の普及啓発を進めます。

### マタニティマークとは・・・

平成18年度に厚生労働省が「健やか親子21」推進検討会において検討して定めたもので、妊産婦が公共交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするマークです。



公共交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。

### ベビーカーマークとは・・・

国土交通省が設置した「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」の検討をへて、平成26年3月26日に定められました。

「ベビーカーの安全な使用」「ベビーカー利用への理解・配慮」の2つの課題に応え、ベビーカーを利用しやすい環境づくりを進めるため、「ベビーカー利用にあたってのお願い」とともに定められた「ベビーカー利用に配慮する統一的なマーク」です。

※ 左の案内図記号は、使用者がベビーカーを安心して使用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車いすスペース等）を表します。

右の禁止図記号は、ベビーカーの使用を禁止する場所や設備（エスカレーター等）を表します。

案内図記号	禁止図記号

## (2) 人権尊重意識の高揚

県民の皆さん一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合うなど、ユニバーサルデザインのまちづくりの基本となる人権尊重意識の高揚に向け、さまざまな主体との連携、多様な手段や機会の活用を通じて、効果的な啓発活動を推進します。

### 【取組内容】

- ① ユニバーサルデザインの考え方の基本となる人権尊重意識の高揚をはかるため、「参加型」や「感性に訴える」啓発活動など、幅広い啓発活動を通じて、人権問題の正しい理解と認識が深まるよう取組を進めます。
- ② 住民組織、NPO・団体、事業者など地域のさまざまな主体が、人権の視点をベースにしてまちづくりを進めていけるよう、講師・助言者等を派遣し、地域における主体的な取組を支援します。

## 2 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり

### (1) ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材育成

ユニバーサルデザインのまちづくりを幅広く推進していくためには、その理念が広まり、活動が各地域で展開されていくことが必要です。

このため、地域での啓発活動のリーダー的な役割を担う「UDアドバイザー」がより効果的な活動を継続できるよう支援します。

### 【取組内容】

- ① 県が養成したUDアドバイザーがより効果的な活動を継続できるようセミナーや意見交換会を開催し、学習機会の提供を図るとともに、各種の研修会の開催情報やユニバーサルデザインに関わる情報の発信を進めます。
- ② 地域でのユニバーサルデザインの啓発活動の担い手となる人材を確保するため、UD団体による人材育成の取組を進めます。
- ③ ユニバーサルデザインのまちづくりに関わる多様な人材の連携をはかり、それぞれが効果的に活動できるよう情報の共有を進めます。

### (2) すべての人々の社会参加の促進

ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、すべての人々の社会参加が確保される必要があります。

このため、すべての人々がいきいきと暮らし、自立した生活をおくるとともにその能力を最大限に発揮できる環境づくりを進めます。

### 【取組内容】

- ① 障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、職場定着などそれぞれのステージごとに、個々の障がい特性をふまえたきめ細かい総合的な支援を行います。
- ② 平成 25 年 4 月に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等および障がい者雇用促進企業等からの物品・役務の調達を推進するため、県の調達方針を毎年度定め、調達拡大に取り組みます。
- ③ 平成 33 年に開催が予定されている全国障害者スポーツ大会三重県大会に向けて、指導者の育成や障がい者スポーツ団体の育成などを行い、障がい者スポーツの参加意欲の向上と機会の充実を図ります。
- ④ 多言語での情報提供、外国人住民が抱える日常生活におけるさまざまな課題の解決や多文化共生の啓発などに、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して取り組み、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めます。
- ⑤ 子どもの成長などに関して、子育て世代を地域全体で支援していくため、人材育成、ネットワークづくりなどの支援策を実施していきます。
- ⑥ 高齢化の進行に伴い認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症について正しく理解し、認知症の人及び家族を温かく見守る存在である認知症サポーターを養成することにより、認知症となっても地域において安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

## 個別目標

	指標	現状値	平成 30 年度 目標値
1	県・市町およびUD団体などが実施するユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業の実施校数	19 校	
2	県・市町およびUD団体などが事業者などに実施したユニバーサルデザインのまちづくりの研修の実施回数	33 回	
3	県・市町およびUD団体などがイベントなどで実施するユニバーサルデザインに関する啓発回数	40 回	
4	おもいやり駐車区画の登録届出数	3,900 区画	
5	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	30.3%	
6	人権イベント・講座などの参加者数	40,103 人	
7	県が実施するユニバーサルデザインセミナーや UD 団体意見交換会など UD アドバイザーのフォローアップに関する研修などの参加者数	142 人	
8	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数	174 団体	
9	地域の社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる 20 代、30 代の割合	(20 代) 51.1% (30 代) 56.6%	
10	認知症サポーターの数	94,762 人	

\*現状値は、平成 26 年度末（見込み）の数値。ただし、平成 26 年度末の数値の把握が困難な場合は平成 25 年度末実績の数値。

## 施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

### 総括目標

	指標	現状値	平成30年度 目標値
1	多くの方が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合	66%※	

※平成26年7月に実施した「e-モニター調査」結果

### 取組方向

県民の皆さんが、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるために、歩行空間、交通システム、案内表示、建築物、公園などを整備を進めます。また、施設の整備または管理を担う人たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

#### 1 安全で自由に移動できるまちづくり

##### (1) 歩行空間の整備

だれもが市街地や商店街等を安全で円滑に移動できるよう条例の整備基準等に基づき、歩行空間の整備を進めます。

##### 【取組内容】

- ① 県が管理する道路において、幅が広く（2m以上）段差の少ない歩道の整備や視覚障がい者誘導用ブロックの整備等、条例の整備基準等に基づき、歩行空間の整備を進めます。
- ② 主な生活関連経路を構成する道路を中心に、音響信号機、高齢者等感應信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備を進めます。

##### (2) 交通システムの整備

だれもが利用しやすいよう、道路をはじめ、旅客施設、駅前広場等のバリアフリー化について、国・市町・交通事業者などと連携して整備を進めます。

##### 【取組内容】

- ① 公共交通機関である鉄道を利用する際に、障がい者や高齢者をはじめとするすべての人が安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（エレベーターの設置等）を支援します。

- ② 路線バスについて、バス事業者が行うノンステップバスの導入を促進します。
- ③ 県内の鉄道やバス路線等の駅名、停留所名について、日本語が十分に理解できない外国人や路線図等を色彩で識別できない方などにもわかりやすい簡略記号等の導入の検討を、交通事業者と連携して進めます。

### (3) 案内表示等の整備

だれもが円滑に移動できるよう、多くの人が利用する県有施設やその周辺において、見やすくわかりやすい案内表示等を設置するなど、ユニバーサルデザインの視点に立った案内表示等の整備を進めます。

また、県が管理する道路について、わかりやすい案内標識の整備を進めます。

#### 【取組内容】

- ① 県有施設やその周辺において、ピクトグラム（絵文字）を使用するなどして、見やすくわかりやすい案内表示等の設置を進めます。
- ② 道路案内標識については、基準に基づき、また国・市町など他の道路管理者等と連携して整備を進めます。

## 2 安心して快適に過ごせるまちづくり

### (1) 施設整備を担う人たちへの啓発

平成33年度に開催が予定されている国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の会場をはじめとするさまざまな施設が、すべての人に使いやすいものとなるよう、施設整備や管理を担う人たちに対して、バリアフリー法や条例の整備基準、ユニバーサルデザインの考え方等についての研修を実施します。

### (2) 快適に利用できる建築物の整備

だれもが安全・安心して快適に利用できる建築物の整備を進めるため、バリアフリー法や条例の整備基準に基づき、施設が適切に建築されるよう指導します。

また、県立学校等の県有施設における多機能トイレやエレベーターの設置などのバリアフリー化を進めます。

さらに、ユニバーサルデザインに配慮した建築物等の事例をホームページ等で紹介します。

#### 【取組内容】

- ① 条例の整備基準に適合した施設に「適合証」プレートを交付し、バリアフリー化した施設の明確化を図ります。

- ② 障がいがあっても、生徒が志望する学校に入学できるよう、県立学校の多機能トイレやエレベーターの設置を利用者の視点に立って進めます。

### (3) 快適に利用できる公園の整備

県が管理する公園について、条例の整備基準に基づき、だれもが利用しやすい公園として、アクセス可能な遊歩道やスロープ、多機能トイレ、わかりやすい案内表示の設置等の整備を進めます。

## 個別目標

	指標	現状値	平成 30 年度 の 目標値
1	安全に移動できる歩道整備延長	1,252km	
2	主な生活関連経路におけるバリアフリー対応型信号機の整備率	85.5%	
3	エレベーターが設置されている駅の数	25 駅	
4	県・市町が実施するユニバーサルデザインの考え方や条例についての施設整備担当者向けの説明会等の実施回数	5 回/年	
5	住まい改修アドバイザー研修会の実施回数（累計）	17 回	
6	商業施設等でバリアフリー化された施設数	2,587 施設	
7	県立学校の多機能トイレ設置率	96% (71 校/74 校)	
8	県立学校の身体障がい者対応エレベーター設置率	57% (42 校/74 校)	

\*現状値は、平成 26 年度末（見込み）の数値。ただし、平成 26 年度末の数値の把握が困難な場合は平成 25 年度末実績の数値。



## 施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

### 総括目標

		現状値	平成30年度の 目標値
1	日常生活で使う製品、社会生活に必要な広報誌やチラシなどの情報提供が、さまざまな人の立場に立って配慮されてきていると感じる県民の割合	45%※	
2	行政サービスや商店、商業施設、宿泊施設等の民間企業等の顧客サービスが、さまざまな人の立場に立って提供されていると感じる県民の割合	51%※	

※平成26年7月に実施した「e-モニター調査」結果

### 取組方向

利用者の要望や期待を反映した製品開発を進めるため、ユニバーサルデザインに配慮したものづくりを担う人たちへの啓発や、利用者の理解の拡大を進めます。

また、ユニバーサルデザインの視点に立ち、わかりやすい情報や、利用しやすく満足感を得られるサービスの提供を進めます。

#### 1 利用しやすいものづくりの支援と利用促進

##### (1) ものづくりを担う人たちへの啓発

ユニバーサルデザインの考え方に配慮したものづくりが進むよう、事業者や次世代のものづくりを担う工業高等学校の生徒等に対して、研修などユニバーサルデザインに関わる学習の機会を提供するとともに、必要な情報の提供を行い、すべての人が利用しやすいものづくりを促進します。

##### (2) ユニバーサルデザインに配慮された製品の利用促進

ホームページなどのさまざまな機会や手段を使って、県民の皆さんにユニバーサルデザインに配慮された製品の情報提供を行い、利用を促進します。

#### 【取組内容】

- ① 県民の皆さんが身近で使えるユニバーサルデザインに配慮された製品について、出前講座等の学習の機会やホームページ等を通じて情報提供を行います。

- ② 県が使用する事務用品について、ユニバーサルデザインに配慮した製品の購入を進めます。

## 2 だれもがわかりやすい情報の提供

### (1) わかりやすい情報への意識づくりと提供

だれもが必要な情報を入手できるよう、県が作成している「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って、情報を発信していきます。

また、このガイドラインを市町、事業者等へも周知し、活用を促進します。

#### 【取組内容】

- ① 県が印刷物等を作成する場合において、ユニバーサルデザインに配慮し、文字の大きさや色づかい、外国語の併記などわかりやすい情報の発信を進めます。
- ② 市町、事業者等に県が作成したガイドラインについて情報提供を行い、わかりやすい情報の発信を促進します。

### (2) さまざまな方法を用いた情報の提供

視覚や聴覚に障がいのある人や、外国人住民など日本語でのコミュニケーションが困難な人をはじめとして、だれもが必要な情報を入手できるよう、さまざまな手段による情報の提供を進めます。

#### 【取組内容】

- ① 県政情報の提供にあたり、視覚に障がいのある方への配慮として、印刷物の作成にあたっては、SPコードの掲載を促進します。
- ② 県政情報の提供にあたり、聴覚に障がいのある方への配慮として、データ放送や携帯電話での文字情報サービスの活用を推進します。
- ③ 外国人住民が生活していくうえで必要となる基本的な行政や制度に関する情報を、ホームページなどを通じて、外国人住民のニーズに合わせ多言語で迅速に提供します。
- ④ 防災情報を総合的に提供するホームページ「防災みえ.jp」で、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語及びスペイン語により防災情報を提供します。

### (3) 情報ネットワークを活用した県政情報の提供

多くの方が、いつでもどこでも必要な県政情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。

また、ホームページについては、アクセシビリティ（目的とする情報への到達しやすさ、読みやすさ）の向上とともに、ユーザビリティ（使いやすさ）の向上に努め、ユニバーサルデザインを実現していきます。

#### 【取組内容】

- ① できるだけ多くの方が、必要な情報を入手できるよう、ホームページ等を活用して情報の提供を進めます。
- ② 現在の「三重県ウェブアクセシビリティ（※）ガイドライン」の見直しを図り、より一層のアクセシビリティとユーザビリティの向上につとめます。

#### ※ウェブアクセシビリティ

ホームページ等を利用しているすべての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページ等で提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できることをいいます。

### 3 だれもが利用しやすく、満足感を得られるサービスの提供

#### (1) だれもが利用しやすい行政サービスの提供

ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、県の行政サービスにおける利用手続きの簡素化を図るとともに、ユニバーサルデザインを意識しながら、わかりやすい表示や窓口サービスの提供を進めます。

また、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に向けて、広報活動や職員対応要領（※）の策定を進めるとともに、法施行後も普及啓発につとめ、策定した職員対応要領に基づく配慮を実施していきます。

#### 【取組内容】

- ① インターネットを活用した電子申請受付システムや県有施設等での施設予約システムを運用し、県民の利便性向上と負担軽減を図るとともに、行政手続の迅速化を促進します。
- ② 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に向けて、県民の皆さんへの広報啓発活動を進めます。
- ③ 障害者差別解消法の趣旨を理解し、満足度の高い行政サービスの提供を実現するため、職員対応要領を策定し、これに基づく必要かつ合理的な配慮を実施します。

## 障害者差別解消法とは・・・

正式な名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定され、平成 28 年 4 月から施行されます。

「差別的取扱の禁止（国・地方公共団体等、事業者すべてに法的義務）」や「合理的配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等は法的義務、事業者は努力義務）」について明記されるとともに、差別を解消するための支援措置について規定されています。

### (2) ユニバーサルデザインに配慮した顧客サービスの提供

商業施設などの事業者に対して、ユニバーサルデザインに関する研修などを実施し、ユニバーサルデザインに配慮されたサービスの提供を促進するとともに、サービスの向上が図られた施設の情報をホームページ等で提供する仕組みについて検討します。

### (3) バリアフリー観光の推進

平成 25 年 6 月の「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」に基づき、県民、NPO、観光事業者、行政の協創により、ホスピタリティに満ちた三重の観光を磨き上げ、日本一のバリアフリー観光県づくりを推進していきます。

#### 【取組内容】

- ① 観光客が、観光スポット、観光施設、飲食施設、交通機関などにおいて、観光関連サービスをバリアを感じることなく受けられるよう、バリアフリー観光に関する情報提供を進めるとともに、相談に応じられる人材の育成につとめ、地域におけるコンシェルジュ（総合案内）機能を強化します。
- ② 観光関連サービスを提供する事業者にバリアフリー観光に関する情報を提供するとともに、バリアフリー観光に関する研修など学習の機会を提供し、従業員のホスピタリティ（おもてなし）の向上を図ります。
- ③ バリアフリー観光の視点を取り入れた施設等について、さまざまな媒体を通じて積極的に紹介することにより、すべての人にやさしいまちづくりをめざします。

- ④ 外国人観光客の受入環境の向上を図るため、みえ旅案内所等への Wi-Fi 等の整備を促進します。

#### (4) だれもが参加しやすいイベントの実施

県が実施するイベントにおいて、会場設営や運営にユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。また、その手法について、市町・事業者等への展開を進めます。

#### 【取組内容】

- ① 県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営についてユニバーサルデザインに配慮した、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。
- ② 県が実施する講演会やイベントなどにおいて、手話通訳者や要約筆記者などの配置を進めます。

**個別目標**

	指標	現状値	平成30年度の 目標値
1	ユニバーサルデザインの考え方により、わかりやすい情報提供を意識している県職員の割合	92%	
2	得たいと思う県情報が得られていると感じる県民の割合	57%	
3	ユニバーサルデザインの考え方により、わかりやすい行政サービスの提供を意識している県職員の割合	87%	
4	障がい者差別解消法に基づく県および市町等における職員対応要領の策定状況	—	
5	バリアフリー観光に関する案内所数	—	
6	手話通訳者および要約筆記者登録者数	330人	

\*現状値は、平成26年度末（見込み）の数値。ただし、平成26年度末の数値の把握が困難な場合は平成25年度末実績の数値。

## 第4章 ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組み

### 1 県の取組の進め方

#### (1) 県の推進体制

##### ①三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、条例第9条に基づき、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」を設置しています。

推進協議会で推進計画の進捗状況や課題について審議し、計画的に取組を進めます。

##### ②庁内会議

県庁内各部局長等で構成する庁内会議で、推進計画の進捗状況の把握や全庁的に取り組むべき課題について協議を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりの総合的な推進を図っていきます。

#### (2) さまざまな主体との連携

##### ①市町との連携

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のためには、地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関である市町の役割が大きいことから、市町担当者会議を定期的で開催し、ユニバーサルデザインに関する情報提供や協議を行います。

また、UD 団体等が実施するユニバーサルデザインの取組において、市町との連携が図られるよう支援します。

##### ②社会福祉協議会との連携

地域に根ざした福祉教育活動を実践する県および市町の社会福祉協議会と、「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」や県民の皆さんへの啓発活動において、情報共有や連携を図ります。

##### ③市町等教育委員会・学校等との連携

子どもたちに「一人一人がお互いの価値を認め合う」という条例の理念やユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、市町等の教育委員会、学校等との連携を図ります。

#### ④UD アドバイザー・UD 団体との連携

ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて、各地域で展開されるよう、地域での啓発活動においてリーダー的な役割を担う UD アドバイザーや UD 団体と連携を図りながら啓発活動を進めます。

また、地域における身近なユニバーサルデザインのまちづくりの取組については、UD アドバイザーや UD 団体と市町の連携が図られるよう支援します。

## 2 さまざまな主体の役割

ユニバーサルデザインのまちづくりは、県民の皆さんをはじめとするさまざまな主体が自らの役割を果たすことに努め、協力しあうことが必要です。

### (1) 県民の皆さん一人ひとりの役割

すべての人が自由に移動でき、社会参加できるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するためには、交通環境や施設の整備に加え、県民の皆さん一人ひとりが、ユニバーサルデザインのまちづくりについて学び、考え、実践するとともに、利用者の立場から積極的に参画することが期待されます。

また、それぞれの家庭や地域において、お互いの個性を認め、相手の立場に立って考えられる価値観を持てるような教育を行うことや、おもいやり駐車場の不適正利用など、高齢者や障がいのある人等の移動の妨げとなる行為をしないことなどが求められます。

さらには、災害時の情報や防災等の安全・安心に関する情報が、近隣の高齢者や障がい者、外国人住民などの日本語でのコミュニケーションが困難な人等に伝わるよう、県民の皆さん一人ひとりが、地域で日頃からお互いにコミュニケーションを取り合っていくことが必要です。

### (2) 市町の役割

ユニバーサルデザインの推進において、地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関である市町の役割は大きく、まちづくりや各種行政サービスの提供等、さまざまな分野において地域の団体や社会福祉協議会等と連携して、ユニバーサルデザインの展開を担うことが求められます。

また、平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行されることをふまえ、同法に規定される職員対応要領の策定・実践により、すべての人が満足できる行政サービスの提供をめざすことで地域の事業者等の模範となることが求められます。



### (3) UDアドバイザー・UD団体の役割

UDアドバイザー・UD団体には、ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、地域での啓発活動においてリーダー的な役割を担うことが求められます。

また、障害者差別解消法の施行を控えて、ユニバーサルデザインのまちづくりの重要性が増すなか、とりわけ事業者等への啓発について、積極的に関わっていくことが求められています。

### (4) 地域の団体の役割

さまざまな分野で幅広い活動を行うNPOなど地域の団体は、行政と事業者等、県民の皆さんをつなぐ役割が期待され、社会を支える重要な担い手の一つとなっています。

このことから、ユニバーサルデザインの展開にあたって、行政、事業者等、地域の団体、県民の皆さんが連携・協働し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための活発な活動を行うことが求められます。

また、地域の団体が、それぞれの組織の中でユニバーサルデザインに関する学習機会を設け、活動の拡大・充実を図ることが期待されます。

### (5) 事業者の役割

事業者は、県民の皆さんに製品やサービスを提供する立場として、できる限り多くの利用者の利便性や快適性を高めるため、さまざまな立場にある利用者の期待や要望を把握し、ユニバーサルデザインに配慮された製品やサービスを提供していく取組が求められます。

また、障害者差別解消法では、障がい者に対する差別的取扱いが禁止され、合理的配慮を提供することが求められるため、すべての人が利用しやすいものづくりや満足感を得られるサービスの提供を行うことができるよう、従業員等に対してユニバーサルデザインの考え方の浸透を図ることが一層求められます。

## 3 計画の進捗管理

条例第9条に基づき設置されている三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会において、具体的な取組の進捗状況を毎年度確認し、その結果を公表していきます。

## 4 計画の見直し

社会情勢の変化やユニバーサルデザインをとりまく動向等をふまえ、取組内容や数値目標等について、必要があれば見直しを行います。

## 関係する主な法令

### ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

2006年（平成18年）施行

高齢者、障がい者等の円滑な移動および建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することを目的に、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合・整理し策定された法律です。

主務大臣による基本方針ならびに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等について規定しています。

### ○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

2007年（平成19年）施行

障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が自由な移動により平等な社会活動に参加できる社会の実現に寄与することを目的として制定された条例です。

平成11年に「バリアフリーのまちづくり推進条例」として制定されましたが、バリアフリーに向けた取組も進めながら、ユニバーサルデザインの推進に取り組む方針を明確にするため、平成19年3月に「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」として改正しました。

# 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

題名改正〔平成一九年条例一七号〕

## 目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等（第七条—第九条）

第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策（第十条—第十六条）

第四章 公共的施設等の整備

第一節 公共的施設の整備（第十七条—第二十条）

第二節 特定施設の整備（第二十一条—第二十六条）

第三節 公共車両等の整備等（第二十七条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条・第三十一条）

附則

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。

- 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。
- 三 公共的施設 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号及び第二十一条において「法」という。）第二条第九号の特定道路をいう。）、特定公園施設（法第二条第十三号の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。
- 五 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。
- 六 公共工作物 案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。
- 七 施設等 公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

#### （県の責務）

- 第三条 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- 2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

#### 第四条 削除

#### （事業者の責務）

- 第五条 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

#### （県民の責務）

- 第六条 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

## 第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

### (基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

### (ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

### (三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

### (啓発及び情報の提供)

第十条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

(教育の充実等)

第十一条 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

(ボランティア活動等の促進)

第十二条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進するものとする。

(安全な生活の確保)

第十三条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

(人材の養成等)

第十四条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

(福祉用具等に関する研究開発等)

第十五条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第二条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

(情報の利用等)

第十六条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。

#### 第四章 公共的施設等の整備

##### 第一節 公共的施設の整備

### (整備基準)

第十七条 知事は、公共的施設の整備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定める。

### (整備基準の遵守)

第十八条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

### (適合証の交付)

第十九条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

### (維持保全)

第二十条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

## 第二節 特定施設の整備

### (事前協議)

第二十一条 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとする

するときも、同様とする。ただし、法第十七条第一項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

#### (工事完了の届出)

第二十二條 前条第一項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

#### (完了検査)

第二十三條 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

#### (勧告)

第二十四條 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第二十一条第一項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第二十一条第一項の規定による協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、第二十一条第二項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

#### (公表)

第二十五條 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

#### (報告の徴収及び立入調査)

第二十六條 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることが



できる。

- 3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### 第三節 公共車両等の整備等

#### (公共車両等の整備)

第二十七条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

#### (公共工作物の整備)

第二十八条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

#### (住宅の整備)

第二十九条 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

- 2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

### 第五章 雑則

#### (国等に関する特例)

第三十条 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第二十一条から第二十六条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

- 2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請を行うことができる。

#### (委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、平成十二

年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成十五年三月十七日三重県条例第九号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第十七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十五号の項及び第二十六号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

附 則（平成二十四年十月十九日三重県条例第五十六号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会 委員

平成 26 年 9 月 1 日現在  
五十音順（敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等
公募	安部 悦子	公募委員
学識経験者	生田 京子	名城大学 理工学部 准教授
関係団体 (建築関係)	北出 庄市	三重県建築士会（北出建築設計事務所）
関係団体 (事業者)	小柴 眞治	三重県商工会議所連合会 （株式会社三重電子計算センター 代表取締役社長）
交通事業者 (バス協会)	谷口 弘幸	三重県バス協会（三重交通株式会社 バス営業部長）
その他 (UD団体)	前田 秋子	UD志摩 代表
交通事業者 (近鉄)	増田 政俊	近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部 名古屋輸送統括部 施設部工務課長
関係団体 (当事者)	○松田 靖利	三重県障害者団体連合会 （三重県背髄損傷者協会 会長）
行政 (市長会)	水谷 泰造	三重県市長会 （四日市市健康福祉部障害福祉課 参事兼課長）
学識経験者	◎宮崎つた子	三重県立看護大学 教授
行政 (町村会)	森岡 律弥	三重県町村会（大紀町健康福祉課長）
学識経験者	守本 友美	皇學館大学 現代日本社会学部 教授
公募	山下 典子	公募委員
関係団体 (福祉関係)	山本 和寿	三重県社会福祉協議会 総務企画部 部長
その他(多文化 共生)	和田 京子	特定非営利活動法人 伊賀の伝丸 代表理事

◎は会長、○は副会長

別冊 2

公立大学法人 三重県立看護大学  
第二期 中期目標

最終案

平成 26 年 10 月  
三重県

# 目 次

基本的な目標	1
I 中期目標の期間および教育研究上の基本組織	1
1 中期目標の期間	1
2 教育研究上の基本組織	1
II 大学の教育研究等の向上に関する目標	2
1 教育に関する目標	2
(1) 教育内容に関する目標	3
①人材（学生）の確保	
ア 学部	
イ 研究科	
②教育課程および教育内容の充実	
(2) 教育の質の向上に関する目標	3
(3) 学生の支援に関する目標	3
2 研究に関する目標	4
(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標	4
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標	4
3 地域貢献等に関する目標	5
(1) 地域貢献に関する目標	5
(2) 国際交流に関する目標	5
III 業務運営の改善および効率化に関する目標	5
1 組織運営の改善に関する目標	6
2 人事の適正化に関する目標	6
3 事務等の効率化・合理化に関する目標	7
IV 財務内容の改善に関する目標	7
1 自己収入の確保に関する目標	7
2 経費の抑制に関する目標	7
3 資産の運用管理の改善に関する目標	7
V 自己点検・評価および情報の提供に関する目標	8
1 自己点検および評価の充実	8
2 情報公開等の推進	8
VI その他業務運営に関する重要目標	9
1 施設・設備の整備、維持管理等に関する目標	9
2 危機管理に関する目標	9
3 人権の保護に関する目標	9

# 公立大学法人三重県立看護大学 第二期中期目標

## 基本的な目標

三重県を設立団体とする公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）は、三重県における看護学教育・研究の中核的機関として質の高い人材を養成するとともに、教育・研究の成果を社会に還元して、三重県はもとより国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

この目的を達成するため、法人は、第一期中期目標期間において、教育・研究活動や地域貢献活動を推進し、また、自主・自律的および効率的な運営を行うための基本的な機能の確立に取り組んできた。第二期中期目標期間においては、県民の高まる期待に応えるため、教育・研究の更なる質的向上を図り、ますます多様化する保健医療ニーズに応え、地域社会の保健・福祉に関わる切実な課題を解決するため、以下の目標を掲げ、一層積極的に取り組んでいく。

## I 中期目標の期間および教育研究上の基本組織

### 1 中期目標の期間

平成27年4月1日から平成33年3月31日まで

### 2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

三重県立看護大学	
看護学部 看護学科	大学院 看護学研究科

## II 大学の教育研究等の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

多様化、高度化する保健医療ニーズや地域の特性を的確に捉え、質の高い看護を実践できる人材を育成する。

学部においては、幅広い教養を基盤とした豊かな人間性や、人の生涯における看護ニーズに応えられる総合的な看護実践能力を具え、地域における様々な課題の解決に意欲的に取り組む人材を育成する。

研究科においては、卓越した看護実践能力と先駆的な研究能力を具え、看護の質の向上と看護学の発展に貢献する高度な看護専門職者としての人材を育成する。

これら看護職者の育成をもって、保健・医療・福祉の向上と地域医療体制の充実を図るため、教育に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
国家試験合格率	看護師国家試験合格率	100%	98.5%
	保健師国家試験合格率	100%	94.4%
	助産師国家試験合格率	100%	100%
国家試験合格者数	看護師国家試験合格者数	95人以上	94.4人
	保健師国家試験合格者数	95人以上	90.2人
	助産師国家試験合格者数	10人以上	6.4人
県内就職率	県内への看護職就職者数 ／就職者数	55%以上	54.4%
修士学位取得者数	研究科での学位取得者数	8人以上	4.4人
学生アンケートにおける 学生の満足度	自己が成長したと思う率	90%以上	86.9%
	大学の支援に対して満足している率	85%以上	81.3%
大学教育改革のための 各種プログラムの実施	文部科学省による大学教育 改革のための各種プログラ ムを実施する件数	中期目標期 間中に1件 以上	*1件

- 目標値については、特に説明のない限り、単年度の達成目標
- 平均値については、特に説明のない限り、H21～25年度の5年間  
(=法人化後5年間)の平均値

(以下、中期目標の各項目について同じ)

※H21～25年度の5年間における実施件数

## (1)教育内容に関する目標

### ①人材（学生）の確保

#### ア 学部

大学のアドミッションポリシーや教育内容を受験生等に的確に伝えられるよう、情報提供を積極的に行うとともに、看護職者として活躍したいという意欲ある学生を積極的に受け入れるため、県内高校等との連携を強化する。

また、入学者選抜については、多様な人材の確保に留意しつつ、選抜方法の充実を図るとともに、その成果を検証し、必要に応じて見直しを図る。

#### イ 研究科

研究科のアドミッションポリシーや教育内容について積極的に情報提供を行い、研究科が求める人材像にかなった優秀な学生の確保を図る。

また、入学者の定員充足率を高めるため、教育研究体系や教育課程が社会の要請に応じたものになっているか検証・見直しを行うとともに、優秀な社会人学生の確保も見据え、医療機関等と十分な連携を図る。

### ②教育課程および教育内容の充実

地域社会のニーズや時代の変化に対応しうる、高等教育機関に相応しい教育課程・教育研究体系の編成や教育内容の充実を図り、継続的に検証を行う。

また、県内医療機関等との連携を強化し、地域医療への理解を深める、より実践的な教育を実施する。

## (2)教育の質の向上に関する目標

大学の教育が、教育目的や社会ニーズに対応しているか検証するため、授業評価をはじめとしたファカルティ・ディベロップメント活動について不断の見直しを行い、教育の質の確保に努める。

## (3)学生の支援に関する目標

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生ニーズや社会状況等をふまえた学習支援、生活支援、就職支援等の支援体制について一層の充実を図る。

就職支援については、県の看護職者確保・充実の方針をふまえつつ、県内の行政機関や医療機関等との連携・協力に取り組み、県内就職率の向上を図る。



## 2 研究に関する目標

三重県立看護大学の研究活動をさらに活性化し、研究の成果の普及と社会への還元を図り、もって保健・医療・福祉の向上に資するため、研究に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
外部研究資金申請率	専任教員は、科学研究費補助金等の外部研究資金に毎年1件以上応募することを原則義務化する。  申請（継続含む）教員数 ／在職教員数	100%	86.9%
外部研究資金採択率	科学研究費補助金等の外部研究資金の採択率	34%以上	33.8%

### (1) 研究水準および研究の成果等に関する目標

地域に根ざした研究拠点として、県内の保健・医療・福祉の向上と学術研究の発展に寄与するとともに、社会ニーズをふまえた先端的な研究活動を推進する。知的財産については、その創出・活用に積極的に取り組み、規定等の整備を図る。

また、研究に関する情報を積極的に発信し、研究成果や知的財産を地域社会へ還元する。

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

#### ① 研究実施体制の整備

研究活動を活性化し、効果的に実施するため、大学として重点的に取り組む研究の推進体制を整備する。また、研究水準の向上のため、各教員の専門領域の独創的・先駆的な研究について積極的に支援する。

#### ② 研究倫理を堅持する体制の整備

研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制について、継続的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

### 3 地域貢献等に関する目標

地域社会や住民との連携のもとに、大学の知的資源、人的資源および施設を有効に活用して地域の保健・医療・福祉の向上に貢献するため、地域貢献等に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
地域連携事業の実施件数	地域交流センターによる事業実施件数	32件以上	31.8件
大学主催の公開講座の参加者の満足度	大学主催の公開講座の参加者アンケートによる満足度	各回 89%以上	88.4%
公開講座等大学主催の行事の開催回数	公開講座等学外者の参加が可能な大学主催の行事の開催回数	26回以上	26.0回
公開講座等大学主催の行事の参加者数	公開講座等学外者の参加が可能な大学主催の行事の参加者数	2,500人以上	2,515人

#### (1) 地域貢献に関する目標

大学が有する多様な資源を生かし、地域社会や医療機関などが抱える課題の解決に向けた事業を行うとともに、県民の学習ニーズに応じた生涯学習事業を行い地域社会に貢献する。また、企業、行政機関等の課題解決に、それぞれの主体と連携・協力しながら取り組み、県民の生活や県内の看護の質の向上を図る。

#### (2) 国際交流に関する目標

教育研究水準向上のため、海外の大学や研究機関と共同研究等の学術交流を行うなど、大学の国際化を推進する。また、国際的な視野を持った人材を育成するため、学生の国際交流について、適切な支援を行う。

### III 業務運営の改善および効率化に関する目標

理事長（学長）の責任と権限のもとに効率的で弾力的な業務運営を行い、大学の教育研究活動を効果的に実施していくため、業務運営の改善と効率化に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
学生アンケートにおける学生の満足度	学生アンケートによる事務局の対応についての満足度	85%以上	80.9%
教職員アンケートにおける教職員の満足度	職員アンケートによる業務、勤務条件・職場環境等に対する満足度	60%以上	53.9%
	教員アンケートによる業務、勤務条件・職場環境等に対する満足度	前年度比3%増	*46.3%

●前年度比3%増の考え方

H27年度目標 (A) = 平均値×1.03

H28年度目標 (B) = (A)×1.03

H29年度目標 (C) = (B)×1.03

以降 H30～32年度も同様

※H25年度（アンケート開始年度）の満足度

## 1 組織運営の改善に関する目標

大学の教育研究活動を効果的に実施するため、理事長のリーダーシップのもと、効率的かつ機動的な大学運営を行う。また、財務状況を見据えつつ、戦略的な経営を行う。

教育研究組織については、社会のニーズをふまえて適宜見直しを行う。

また、適正で効率性・透明性の高い業務の運営を図るため、法令に基づく監査だけでなく、法人独自に行う監査を計画的、体系的に実施する。

## 2 人事の適正化に関する目標

### (1) 人材の確保

大学の教育研究の質を向上させるとともに、円滑で自律的な法人運営を行うため、優秀な教職員の積極的確保に努める。

### (2) 人材の育成

教職員の資質や意欲を高めるため、評価制度を効果的に活用するとともに、教育研究活動等の質を向上させるため、制度を継続的に見直し、改善を図る。また、人材を育成するうえで効果的な研修制度について、継続して検証する。

### (3) 服務制度の充実

大学の教育研究活動の状況や職務の特性をふまえた服務制度になっているか、継続して検証する。

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標

大学業務を円滑かつ効果的に行うため、事務組織や事務処理の継続的な見直しを図る。

## IV 財務内容の改善に関する目標

運営費交付金以外の自己収入を確保し、健全な法人経営を行うため、法人の財務内容の改善に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
中期目標期間中の受験手数料、科学研究費補助金間接経費等の法人収入額	中期目標期間中の授業料、入学料を除く自己収入総額	140,000 千円以上	*138,630 千円

※H21～H25年度の平均値×6で算出

### 1 自己収入の確保に関する目標

大学経営の観点や社会情勢を勘案の上、授業料等の学生納付金について適切な料金を設定するとともに、受託事業収入等外部資金の獲得など、収入源の多様化を図る。

### 2 経費の抑制に関する目標

財務状況を見極めながら、中長期的な視点から自律的な運営を行いつつ、業務の改善等により経費の抑制に努める。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標

学内施設等の保有財産について、適正な管理を行い、有効活用を図る。また、保有資金については、適正に管理の上、安全かつ有効な運用を図る。

## V 自己点検・評価および情報の提供に関する目標

看護系大学に求められる水準を維持し、三重県立看護大学の教育理念・教育目標を達成するために、自己点検・評価を毎年実施するとともに、第三者評価を導入し、評価結果を教育研究活動や業務運営の改善に活用する。

そのため、自己点検および評価の実施に関する数値目標を次のとおりとする。

指標名	説明	目標値	平均値
自己点検・評価結果に基づく改善率	前年度の課題の解決に向けての取組の実施割合	100%	100%
自己点検・評価の実施状況	自己点検・評価の実施回数	年1回	年1回

### 1 自己点検および評価の充実

大学が自律的な存在として機能し、大学の質を維持・向上させるために、客観的な自己点検・評価および第三者評価を実施し、その結果を公表するとともに、教育研究活動や業務運営の改善・改革につなげる。

### 2 情報公開等の推進

社会に対する説明責任を果たし、法人運営の透明性を確保するため、組織運営や諸活動の状況等について積極的に情報を公表・公開する。また、個人情報取扱いについては、引き続き管理を徹底する。

## VI その他業務運営に関する重要目標

### 1 施設・設備の整備、維持管理等に関する目標

学生や教員が、良好な環境で教育研究活動に取り組めるよう、図書館をはじめとした施設・設備を計画的・効率的に整備する。また、長期的な視点から既存施設・設備の適正な維持管理を行い、計画的な整備を進める。

### 2 危機管理に関する目標

学内における安全衛生管理の対策や、災害・事故等に備えた危機管理の対策を必要に応じて見直し、リスクマネジメントの充実を図る。

### 3 人権の保護に関する目標

学生および教職員の人権意識の向上を図るとともに、各種ハラスメント行為の未然防止と発生後の適切な対応を確保するために、実効性のある取組を行う。

頁	語 句	説 明
3	アドミッションポリシー	<p>入学者受入方針。各大学・学部等が、その教育理念や特色等をふまえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたもの。入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映される。</p>
3	ファカルティ・ディベロップメント	<p>授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、新任教員のための研修会の開催、教員相互の授業参観の実施、推進のための組織の設置などを挙げることができる。</p>